



# 静岡労働局だより

- ◆ 「若者・学生等就職フェア」を開催しました ..... 1
- ◆ 『障害者就職面接会』を開催しました！ ..... 1
- ◆ 若者向け冊子「正社員？フリーター？何が違うの??」について ..... 2
- ◆ がん患者の就労支援に係る事業主セミナーの開催について ..... 2
- ◆ マザーズ「知って役立つ労働法セミナー」を開催しました ..... 3
- ◆ 「若者雇用促進法」に基づく新たな制度が始まります！ ..... 3
- ◆ 過重労働解消キャンペーン ..... 4
- ◆ 静岡県内の有効求人倍率（平成28年1月内容） ..... 4



2016.3

## 「若者・学生等就職フェア」を開催しました

職業安定課  
TEL054-271-9950

静岡新卒者就職応援本部（静岡労働局、ハローワーク、静岡県、静岡県中小企業団体中央会等）は、平成28年3月卒業予定の学生・生徒及び45歳未満の求職者を対象とした「若者・学生等就職フェア」を県内3会場（2月18日（東部会場 キラメッセ沼津）、2月23日（西部会場 アクトシティ浜松）、2月29日（中部会場 ツインメッセ静岡））において開催しました。

今回の「若者・学生等就職フェア」は、若者応援宣言企業（※）限定の面接会として開催しました。当日は、就職サポーターによる就職セミナーから始まり、参加企業が自社の魅力や特徴をアピールする企業PRタイムを設け、その後、各企業ごとのブースで企業の採用担当者と求職者が面談する形式で面接会を行いました。

また、ハローワークコーナーやキャリアインサイトコーナーなどの各種コーナーも設置し、3会場で141社の事業所と250名の求職者が参加しました。



※「若者応援宣言企業」とは  
若者の採用に積極的で若者の採用・育成に積極的で、一定の労務管理の体制が整備されており、通常の求人情報より詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表している企業のことです。

## 『障害者就職面接会』を開催しました！

職業対策課  
TEL054-271-9973

静岡労働局・ハローワークでは、障害者の就職促進を図るため、就職活動中の障害者と企業の採用担当者が一堂に会した『障害者就職面接会』を県内4会場で開催しました。

面接会には、製造業、医療・福祉、卸・小売業、サービス業等を中心に障害者雇用に意欲的な企業170社と障害者716名が参加しました。

参加者は、企業担当者の説明に熱心に聞き、質問するなど、積極的に企業ブースを訪問し、面接を受けていました。



開催日	会場	企業数	求職者数
2/17 (水)	キラメッセぬまづ 1階 多目的ホール	59社	190人
2/18 (木)	アクトシティ浜松 コングレスセンター 4階	40社	183人
2/22 (月)	グランシップ 1階 大ホール・海	50社	244人
2/23 (火)	ふじさんめっせ 大展示場	21社	99人

～作成協力いただいた大学生に対する労働局長表彰を行いました！～

平成28年2月8日（月）静岡労働局において、若者向け冊子「正社員？フリーター？何が違うの??」の作成に協力いただいた大学生に対する労働局長表彰（最優秀賞・優秀賞・佳作）を行いました。

この冊子は卒業年次の学生・生徒の外に、在學生、フリーター、無業者など若者全般を対象としており、進路選択の参考としていただくための資料データ、社会参加を目指すための支援機関・制度などの情報を掲載しています。

また、冊子制作にあたっては就職支援機関等の取材記事の公募を行い、大学生からの応募がありました。学生は個人やゼミのグループ単位でハローワークや職業訓練校などを訪問取材し、若者利用者目線での取材記事を提出していただきました。

最優秀賞を受賞した常葉大学法学部宇賀田ゼミの学生グループ代表の近藤さんは「（卒業後・中退後）悩んでいる人は多いと思う。静岡にも就職支援機関がたくさんあることを冊子を読んで知ってもらえたら」と記事作成の感想を話して下さいました。

冊子は、県内の中学校、高校、大学、専門学校、市町、ハローワークなどに配布しています。



＜冊子概要＞

P1～P8

「フリーターと正社員の年収の違い」「フリーターから正社員になれた者の割合」「わかものハローワークなど公的機関でのサポート内容」などをイラスト入りで紹介。

同内容のアニメ『僕らの明日』を厚生労働省チャンネル（You Tube）で公開中。

P9～P24

主に未就職卒業生・中退生・非正規雇用労働者・無業者向けに静岡県内の「就職支援機関」「職業訓練機関」「社会参加支援機関」「学びなおし・認定試験」などの案内や連絡先などを掲載。職業訓練校、ハローワークなどを現役大学生が訪問・取材した記事も掲載している。

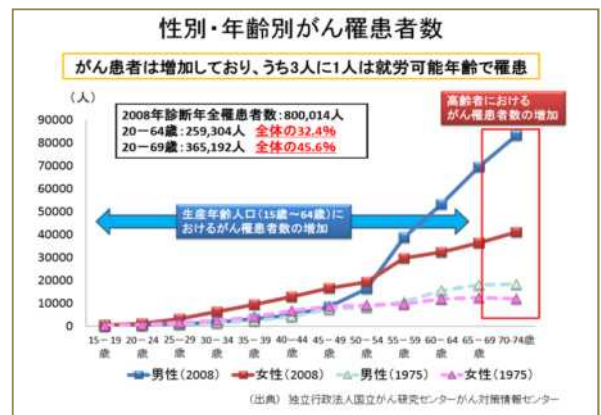
また、入社前～採用後に必要な労働法について、厚生労働省作成「まんが知って役立つ労働法Q&A」の一部を抜粋して掲載し、労働基準法などの周知を図っている。

がん患者の就労支援に係る事業主セミナーの開催について

独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センターから、生産年齢人口におけるがん罹患率は増加傾向にあり、3人に1人は就労可能年齢で罹患しているという統計資料が出されています。

このため厚生労働省では、がん、肝炎、糖尿病の疾病により、長期にわたる治療等を受けながら、生きがいや生活の安定のために就職を希望する者に対する支援として、平成25年度から「長期にわたる治療等が必要な疾病をもつ求職者に対する就職支援モデル事業」を推進しております。

静岡労働局においても平成25年度から、ハローワーク沼津が静岡県立静岡がんセンターと連携し、特にがんに罹患された方々の就職支援を実施しており、支援開始から平成28年1月末までで相談件数は691件、求職者数が152人、就職件数が47件となっております。



今回、この事業の一環として、事業主への事業等の理解を深めていただくために、平成28年2月12日沼津市のプラサヴェルデにおいて事業主セミナーを開催いたしました。

セミナー当日は、29事業所39人の方々に参加いただき、事業の概要説明から「がん治療と仕事の両立について」をテーマに静岡県立静岡がんセンター疾病管理センター高田専門監が講演し、がん患者の働く場が増えない理由などを強調、続いて、がん患者の就労支援をテーマに、沼津信用金庫溝淵参与から事例報告をしていただき、ハローワーク沼津柏木就職支援ナビゲーターから就職支援の状況について報告しました。

長期に渡って療養される方々、とりわけがんに罹患された方々の就職支援の推進は、事業主や職場で働く従業員の方々の御理解と御協力があることですので、今後ともよろしくお願いたします。



平成28年1月29日（金）及び2月9日（火）、静岡市健康文化交流館「来てこ」において、静岡市及び静岡県中小企業団体中央会との共催により、マザーズハローワーク就職支援「知って役立つ労働法セミナー」を開催しました。

再就職を希望している子育て中または子育て後の方々に対し、静岡労働局企画室から「これってあり？まんが知って役立つ労働法Q&A」をテキストに労働基準法、労働契約法の概要、雇用契約書、残業、有給休暇など働くときのルールの説明を、また静岡労働局雇用均等室から「パートタイム労働法のあらまし」等をテキストにパートタイム労働法の概要や103万と130万円の壁と言われる扶養の範囲と税金等について説明しました。



また、マザーズハローワーク静岡からは、魅力的な応募書類の書き方やマザーズハローワークの上手な利用方法を説明し、静岡授産福祉センターからは内職あっせんについても説明しました。

セミナー開講中は、無料の託児保育ルームを開設し、開催2日間合計で30名のママたちが真剣に受講していました。

受講後アンケートでは、「気になっていたことが全てまとまって聞けたので参加して良かった」、「働くうえで必要な基礎知識が増えた。保育ルームに子供を預け講義に集中できた」などの声が寄せられました。

マザーズハローワークでは、今後も様々なセミナーを開催するとともに、きめ細やかな就職支援を展開していきます。



## 「若者雇用促進法」に基づく新たな制度が始まります！

職業安定課  
TEL054-271-9958

若者の適切な職業選択の支援に関する措置、職業能力の開発・向上に関する措置等を総合的に規定した「若者雇用促進法」は、平成27年10月1日から順次施行されています。

新規学校卒業者等の適切な職業選択の取組の促進として、

- ①事業主による職場情報の提供の義務化
- ②労働関係法令違反の事業主に対する、ハローワークの新卒者向け求人への不受理が平成28年3月1日から新たに開始されます。

ハローワークでは、3月1日から平成29年3月卒業予定者の大卒等求人受理を開始します。

静岡労働局・ハローワークは、若者の適切な職業選択や円滑な就職の実現などに向けた支援を行い、若者と企業の雇用のマッチング向上を図っていきます。

### 「若者雇用促進法」による適切な職業選択促進のための3つの取組み

#### 1 青少年雇用情報の提供（平成28年3月1日施行）

- 企業が新卒者等であることを条件とした募集・求人申込を行う場合に、情報提供が「努力義務」になります。
- 応募者等から求めがあった場合は、次のア～ウの3類型それぞれについて1つ以上の情報提供が「義務」となります。

##### ア 募集・採用に関する状況

（「過去3年間の新卒採用者数・離職者数」など）

##### イ 職業能力の開発・向上に関する状況

（「研修の有無及び内容」「自己啓発支援の有無及び内容」など）

##### ウ 企業における雇用管理に関する状況

（「前年度の月平均所定外労働時間の実績」「前年度の有給休暇の平均取得日数」など）

#### 2 求人への不受理（平成28年3月1日施行）

ハローワークは、一定の労働関係法令違反の求人者について、新卒者の求人申込みを受理しないことができます。

#### 3 ユースエール認定制度（平成27年10月1日施行）

若者の採用・育成に積極的で、雇用管理の状況などが優良な300人以下の中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。



## 平成27年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果

昨年11月に管下7労働基準監督署において実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督を実施した結果、約半数にあたる71事業場で違法な時間外労働などの労働基準関係法令違反がありました。

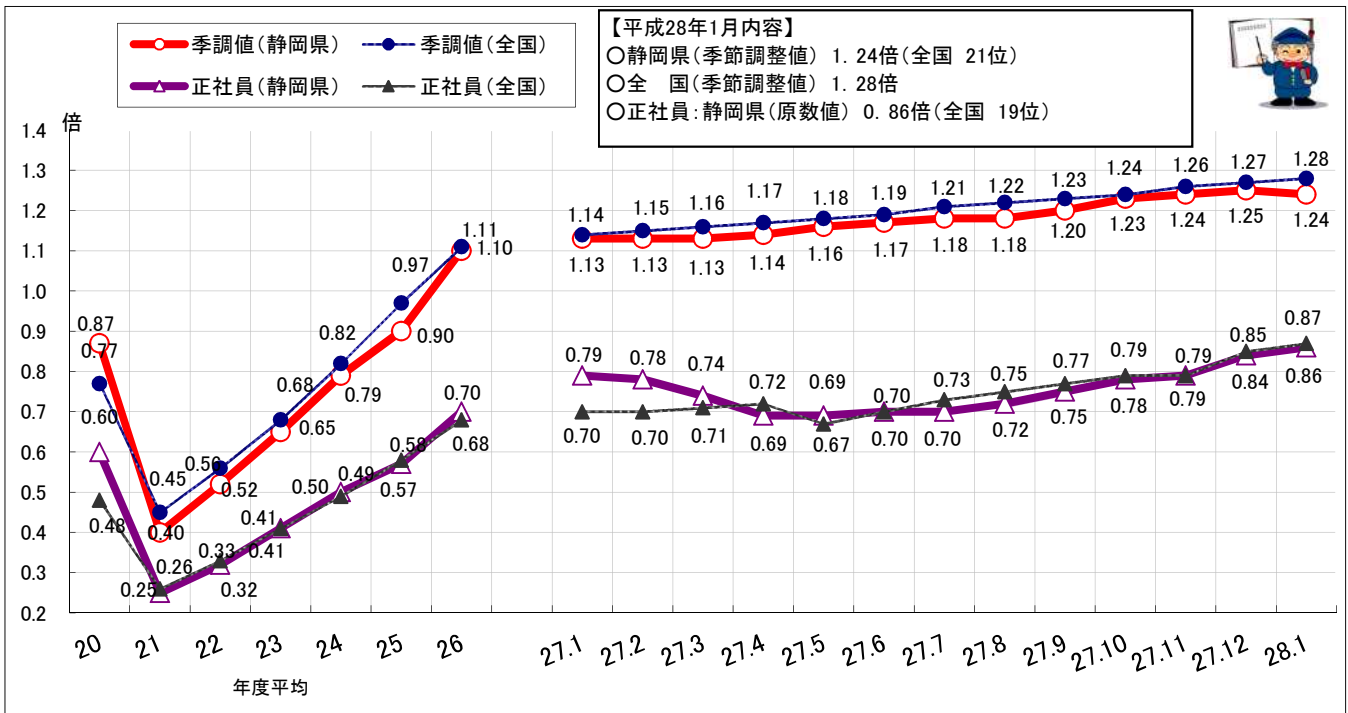
1. 重点監督の実施事業場： 155事業場  
このうち、110事業場(全体の71.0%)で労働基準関係法令違反あり。
2. 主な違反内容[1のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
  - (1) 違法な時間外労働があったもの： 71事業場(45.8%)  
うち、時間外労働※1の実績が最も長い労働者の時間数が  
月100時間を超えるもの： 41事業場(57.7%)  
うち月150時間を超えるもの： 11事業場(15.5%)
  - (2) 賃金不払残業があったもの： 11事業場( 7.1%)
  - (3) 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： 16事業場(10.3%)
3. 主な健康障害防止に係る指導の状況[1のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
  - (1) 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの： 114事業場(73.5%)  
うち、時間外労働を月80時間※2以内に削減するよう指導したもの：71事業場(62.3%)
  - (2) 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの： 28事業場(18.1%)

※1 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。

※2 脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

## 静岡県内の有効求人倍率(平成28年1月内容)

職業安定課  
TEL054-271-9950



### 死亡事故災害発生状況

	H28年発生 (H28年2月把握分)	H27年発生 1~12月	H27年発生 1~12月
製造業	1	0	9
建設業	1	0	13
運輸業	0	0	4
農林業	0	0	1
その他	1	0	6
合計	3	0	33

編集・発行

### 静岡労働局 総務部 企画室

〒420-8639  
静岡市葵区追手町9番50号(静岡地方合同庁舎3階)  
TEL <054>254-6320  
FAX <054>254-6543  
<HP> <http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>